

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【対象施設】

施設	本件総称	精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設		
	所在地			
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティーセンター	
		所在地	精華町大字下粕小字神ノ木8番地	
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その名称、構成施設及び位置は次のとおりとする。ただし、愛称については、むくのきセンターと称する。	
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート	
		所在地	精華町大字北稲八間小字打越	
	施設③	名称	池谷公園多目的コート	
		所在地	精華町桜が丘二丁目21番地の1	
	施設④	名称	木津川河川敷多目的広場	
所在地		精華町大字下粕小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)		
指定管理者	名称	特定非営利活動法人精華町体育協会		
	所在地	精華町精華町下粕神ノ木8番地		
評価対象期間	平成 27 年度 評価	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 3 月		
評価の方法等	<p>第一段階として、指定管理者より提出された平成27年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリングを実施した。</p> <p>第二段階として、モニタリングにより確認できた内容と、指定開始に伴い平成25年度に締結した基本協定、平成27年度年度協定、本委員会より提出された平成26年度評価結果、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。</p> <p>今年度も、日常の指定管理業務において、指定管理者の瑕疵による大きな欠陥が確認されていないことから、導入後の効果を測る一方で、指定管理者自体の適性を測る視点での評価は実施しなかった。</p> <p>平成29年度末に指定管理期間の満了を迎えることから、平成28年度中に指定管理者制度継続採用の妥当性を検証する必要がある。ただし、本件には含まず、別の機会を設け、過去複数年度の実績と評価結果を基に検証を行う。本件は、あくまでも単年度の評価に論点を限定するものである。</p>			
施設所管部課名	教育委員会教育 部	生涯学習 課		

【運営状況】

項目	協定・計画等	実施内容(上:26、下:27)	検証結果・業務改善分析等	
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日を除く	339日 340日	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開館の対応ができています。トレーニング室の利用時間延長、開放型事業の実施、夏季及び冬季における学習室の設置など、空き施設の有効利用に取り組んだことが評価できる。
	開館(開放)時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後10時 午前9時~午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28~1/4を除く)	361日 362日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。グラウンド、テニスコートともに夏季早朝利用を実施し、サービスを拡充したことが評価できる。(27)6/1~9/1=102日間、(26)6/1~9/1=102日間、(25)7/10~9/10=63日間
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前6時~午後10時※6/1~9/10限定 午前8時~午後10時 午前6時~午後10時※6/1~9/10限定	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28~1/4を除く)	361日 362日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前8時~午後10時	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日を除く	331日 340日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前9時~午後6時	午前9時~午後6時 午前9時~午後6時	

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【利用状況】

項目		協定・計画等	実施内容(27)	実績	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	利用件数 (件)	利用件数に関する目標 設定なし。	8,501	8,105(26) 7,502 (20~24平均)	利用件数、利用者数ともに、指定管理者制度導入後最多となった。また、指定管理者制度導入以前の実績を大幅に上回った。一部施設の利用時間延長、各種教室等、自主事業実施の効果によるものと評価できる。
	利用者数 (人)	88,800 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	95,672	89,417(26) 79,816 (20~24平均)	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標 設定なし。	2,702	2,877(26) 2,722 (20~24平均)	利用件数、利用者数ともに、指定管理者制度導入後最少となった。また、指定管理者制度導入以前の実績及び目標値を下回った。特に経年劣化が目立つ、テニスコートの施設改修等により、利用増に向けた取り組みを進める必要がある。
	利用者数 (人)	30,400 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	25,624	27,345(26) 30,961 (20~24平均)	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標 設定なし。	1,276	1,290(26) 1,153 (20~24平均)	利用件数は昨年度に比べ微減した。一方で、指定管理者制度導入以前の実績と目標値を上回った。施設改修を要する一方で、指定管理者による定期点検等、良好な利用環境を保つことができた結果によるものと評価できる。
	利用者数 (人)	8,470 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	9,875	9,883(26) 9,093 (20~24平均)	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数 (件)	無料開放のため、目標 設定なし。	90	97(26) 185 (20~24平均)	利用件数、利用者数ともにこれまでの実績を下回った。利用ニーズを分析し、良好な利用環境を保つとともに、施設の今後の方向性について、研究を進める必要がある。
	利用者数 (人)	無料開放のため、目標 設定なし。	2,580	2,775(26) 3,635 (20~24平均)	

【収支状況】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等	実施内容(27)	実績	検証結果・業務改善分析等
収入(円) ※主な項目のみ抜粋	指定管理料	45,500,000	45,500,000	45,360,000 (26)	年度協定に定めた指定管理料を過不足なく適切に執行できたことが評価できる。
	利用料金	13,200,000	14,128,011	13,448,473 (26)	むくのきセンターにおいて、これまでの実績を上回る利用件数、利用者数獲得によることが評価できる。
	自主事業	1,757,000	2,461,500	1,788,200 (26)	各種教室の実施等により、昨年度実績及び当初予算を上回ったことが評価できる。
合計 ※上記以外の項目含む		60,461,132	62,091,421	60,611,543 (26)	指定管理料の増額によるものではなく、利用料金、自主事業といった指定管理者自身の自助努力を要因とする収入増であることが評価できる。
支出(円) ※主な項目のみ抜粋	人件費	29,818,800	27,295,468	26,534,686 (26) 28,407,000 (20~24平均)	むくのきセンター及び打越台グラウンド・テニスコートでは、施設開放時間の延長を実施したが、人件費は予算を下回った。サービス拡充した一方で、無駄なく合理的に職員配置できたことが評価できる。
	委託料	9,698,184	9,634,427	8,839,777 (26) 10,290,000 (20~24平均)	保守点検等専門的見地を要する委託を確実に執行する一方、新規事業を含むソフト事業では委託費を抑制することができている。安易な委託に依存しない姿勢が評価できる。
	電気代	13,867,200	11,405,716	12,422,629 (26) 10,096,000 (20~24平均)	利用者に対する節電の啓発のほか、部分的にLED電球を採用したことなどが評価できる。ただし、今後予定される消費税率の引き上げの影響について検討する必要がある。
	修繕料	568,080	2,113,450	1,987,243 (26) 1,072,000 (20~24平均)	増額要因として、利用に支障をきたさない適切な措置を講じたこと、金額要件から指定管理者の範疇を越えた対応の結果であることが確認できる。経年劣化の状況等を踏まえ、教育委員会において計画的な修繕を進めていく必要がある。
合計 ※上記以外の項目含む		60,461,132	60,346,039	59,481,542 (26) 54,931,000 (20~24平均)	項目の多くは、サービス水準を向上させたにも関わらず、経費節減を図ることができたものと評価できる。経年劣化による修繕料等の増額について、教育委員会において十分検討する必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【収支状況2】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
経費節減の取り組み	事業計画書等に基づき、経営の合理化を図るとともに、職員間のコスト意識を醸成する。サービス水準の低下を招く予算執行は行わない。	利用者に対する節電協力の要請、常時点灯箇所へLED電球を採用するなど電気代を縮減した。専門的業務を除き、安易な委託に依存せず事業執行した。施設開放時間を延長したが、人件費を削減した。	電気代において、指定管理者の自助努力により大幅に縮減できたことが評価できる。サービスを拡充した一方で、委託料が削減できたこと、人件費が抑制できたことは評価できる。
収支状況の総括	収入において、増額できた要因は、指定管理者の自主事業等に起因するものと評価できる。引き続き、工夫を凝らしたサービス提供等により、安定した施設運営が実現できる程度の収入確保を目指してもらいたい。支出において、経費節減に限界があると判断されていた、電気代を大幅に抑制することができた。常時点灯箇所へのLED電球の採用、利用者の理解促進に努めた結果といえる。平成31年10月に予定される消費税率の引き上げ等、支出抑制が叶った項目においても今後の増額要因が解消されたわけではない。中長期的な経営観点から、支出抑制だけでなく、利用料の一部見直しなど、収入と支出両面から、今後の運営計画を検討していくことが必要である。		

【減免状況】

項目	種別	減免根拠	減免割合(%)	件数(件)/金額(円) (上段:26、下段:27)	
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	100	316 292	2,819,800 2,806,940
	社会教育関係団体登録団体	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	50	363 370	3,190,900 3,160,300
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100	17 12	89,100 44,900
	社会教育関係団体登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	154 121	1,066,650 1,021,650
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100	10 25	27,800 26,600
	社会教育関係団体登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	49 55	178,100 197,800
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。			
	社会教育関係団体登録団体	無料開放のため、減免事例なし。			

【その他管理運営状況】※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目※主な項目のみ	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。	基本協定等に規定する内容のほか、良好な施設環境を維持するための効果的な点検を実施することができている。
運營業務	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、当日利用申込への対応、日程調整会議を実施した。	基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な予約環境を確保することができている。当日利用申込へも柔軟に対応することができている。
自主事業	事業計画書等に基づき、斬新なアイデア、施設機能の活用を図る自主事業を実施する。	一部施設の開放時間延長等、施設の有効活用に取り組んだほか、新たにスポーツ教室や文化教室を開設した。	むくのきセンターでは、社会教育の拠点施設として、スポーツ教室だけでなく、文化教室や料理教室等、文化事業を実施したことが評価できる。
職員の確保・育成	事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	服装と名札を統一した。定期的な職員会議を実施した。各職員の責任を明確にし、意欲の向上を図った。	服装と名札の着用は、職員の意識と自覚を促すほか、利用者サービスの観点からも評価できる。職員会議による課題の共有、仕事に取り組む姿勢の指導は、サービス向上につながるものと評価できる。
利用者満足度調査等ニーズの把握	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置するほか、利用者懇談会を実施する。	利用者アンケートの結果から、当日利用の受け入れを可能にした。登録団体のニーズ把握には、日程調整会議等を活用した。	利用者アンケートの結果をもとに新たな取り組みを開始したことが評価できる。登録団体に対しても定期的なニーズ把握の機会を設けていることが評価できる。
情報公開・個人情報保護	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。	基本協定等に規定の内容を実施することができている。
危機管理	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。	防災設備の点検等、施設の保全に努めた。消防職員立会いによる防災訓練のほか、施設構造及び機器取扱いに関する実践的な学習を進	自主的に防災訓練を実施したこと等、危機管理意識の高さが評価できる。今後も、広域避難場所としての機能が十分に発揮できるよう、災害対応マニュアルを徹底するとともに、教育委員会と調整を進める必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【指定管理者の自己評価】※特記事項のみを記載しています。

<p>指定管理者の自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育拠点施設としての役割を果たすべく、各種団体等と緊密な連携、協働を進めることができた。 ●利用者アンケートをもとに、当日利用を積極的に受け入れ、サービス向上を図った。 ●トレーニング室のポイントカード導入等、利用者の利便性向上を図ることができた。 ●自主事業の実施にあたっては、文化教室等も開設し、生涯学習活動へのサービス提供に取り組んだ。 ●夏季・冬季休業期間には、各家庭の節電対策の一環として、むくのきセンター会議室を自習室として一般開放した。 ●利用者への節電要請とともに、むくのきセンター内の常時点灯箇所にはLED電球を設置し、電気使用料を縮減することができた。 ●緊急時の対応を想定し、消防職員立会いのもと防災訓練を実施したほか、機器の取り扱い等、職員に対し徹底した実践学習を行い、知識と技術の向上に努めた。 ●施設の定期点検では、新たな項目を追加し、施設の延伸に効果的な点検と修繕を進めることができた。 ●複数年にわたる中長期的な行動計画をもって運営するための基盤ができあがった。単年の成果を追求するのではなく、大胆かつ柔軟に運営方針を立てる必要がある。 ●単年使いきりでない、企業経営の継続的予算執行を行うことで、経費縮減に大きな効果があるものとする。
<p>町施設所管課の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育拠点施設としての役割が十分に理解し、各種団体との連携による各種教室や講座、自主事業を実施することができている。 ●特に、新規事業の実施にあたっては、安易な委託によらない中で、スポーツや文化など多岐にわたる取り組みを進めることができている。 ●利用者アンケートの結果を形骸化させず、ニーズを適格にとらえ、サービス向上につなげることができている。 ●収入が増えた一方、公共的活動に対する減免利用の割合を、例年と同程度確保することができている。 ●管理業務である定期点検等について、項目を見直し効率的に執行することができている。 ●利用者の協力を得るほか、部分的にLED電球を採用するなど、電気代を大幅に削減することができている。 ●緊急時の対応を想定した防災訓練、施設構造や機器取扱いの学習などをつうじ、危機管理意識を醸成することができている。 ●施設の点検項目を見直すなど、指定管理者においても施設の長寿命化が意識されている。 ●中長期的な運営基盤の構築、委託先の選定、定期点検項目の追加など、経営に係る細かな見直しが行われていることから、これまで以上に経営感覚が養われているものと判断できる。 ●中長期的な経営観点から、指定管理料や利用料等の収入、消費税率の引き上げ影響額を含む支出、そしてサービス水準の維持・向上とのバランスが保てるよう検討を進めていく必要がある。